

平成27年10月開所予定の認可保育所の利用定員について

●確認制度における利用定員の概要

子ども・子育て支援新制度においては、認可を受けた教育・保育施設の設置者からの申請に基づき、本市が認定区分ごとの利用定員を認可定員の範囲内で定め、給付対象施設・事業となることを「確認」するとされています。

●利用定員を定めるに必要な手続き

- ①市町村子ども・子育て会議等の意見聴取（子ども・子育て支援法第31条2項）
- ②都道府県知事への協議（子ども・子育て支援法第31条3項）

●平成27年10月1日開所予定の認可保育所の利用定員について

認可を受けて決定された認可定員数等から以下のとおり利用定員数を設定します。

施設名称	住 所	開所年月日 (予定)	認可定員	利用定員		
				2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)
保育園あんぱん	藤沢市辻堂1-4-2	H27.10.1	60	33	6	21

【参考】子ども・子育て支援法

（特定教育・保育施設の確認）

第31条 第27条第1項の確認（※1）は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（中略）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項

第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会（※2）その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第1項の規定により、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

（※1）施設型給付費の支給を受ける施設

（※2）市町村における合議制の機関であり、本市では藤沢市子ども・子育て会議がこれにあたります。